

改正

平成18年4月5日

平成22年2月16日

(目的)

第1条 この要綱は、小金井市文化財保護条例（平成18年条例第8号）第2条に規定する文化財（以下「文化財」という。）の所有者、管理責任者（団体を含む。）、保持者（団体を含む。）又は保存に当たっている者（団体を含む。）（以下「所有者等」という。）の文化財の日常の管理公開等に関する労に対して支給する文化財管理公開謝礼金（以下「謝礼金」という。）について、必要な事項を定めることを目的とする。

(支給基準)

第2条 謝礼金は、次の各号のいずれかに該当する文化財の所有者等に対し、予算の範囲内で支給する。ただし、地方公共団体が所有する文化財は除く。

- (1) 市指定有形文化財
- (2) 市指定無形文化財
- (3) 市指定有形民俗文化財
- (4) 市指定史跡名勝天然記念物
- (5) 市指定無形民俗文化財
- (6) 小金井市教育委員会が認めたその他文化財

(支給額)

第3条 謝礼金の支給額は、別表のとおりとする。ただし、同一の所有者等が複数の文化財を所有又は管理している場合は、1件分とする。

(支給対象者)

第4条 謝礼金は、第2条に該当する所有者等に対して支給する。ただし、所有者等が団体である場合又は複数の管理者がある場合の支給対象者については、別に定める。

(支給基準日)

第5条 謝礼金の支給基準日は、当該年度の10月1日とし、基準日における文化財の管理公開等の実績により支払うこととする。

(報告)

第6条 第2条第5号により謝礼金の支給を受けた市指定無形民俗文化財の所有者等は、文化財公開等実績報告書(様式)により、文化財の公開等の実績について、当該年度の終了後2か月以内に小金井市教育委員会へ報告するものとする。

付 則

この要綱は、平成15年6月13日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

付 則 (平成18年4月5日)

この要綱は、平成18年4月5日から施行し、この要綱による改正後の小金井市文化財管理公開謝礼金支給要綱の規定は、平成18年4月1日から適用する。

付 則 (平成22年2月16日)

この要綱は、平成22年2月16日から施行する。

別表 (第3条関係)

	種別	支給額 (円)
1	市指定有形文化財	11,000
2	市指定無形文化財	11,000
3	市指定有形民俗文化財	11,000
4	市指定史跡名勝天然記念物	11,000
5	市指定無形民俗文化財	60,000
6	小金井市教育委員会が認めたその他の文化財	11,000

* 支給額は、年額とする。

様式（第6条関係）

文化財公開等実績報告書

年 月 日

（あて先）小金井市教育委員会

保存団体名

代表者住所

代表者氏名



小金井市文化財管理公開謝礼支給要綱第6条の規定により、下記のとおり報告いたします。

記

文化財公開等事業名	公開日	公開場所	備考